

川鳩支 発 第6号
令和4年6月3日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 野口 宏明 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和4年1月28日執行の市民生活部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

契約事務について（鳩ヶ谷支所）

鳩ヶ谷支所の委託契約及び賃貸借契約において、契約事務が川口市事務決裁規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

この度の定期監査結果（指摘）を受けて、川口市事務決裁規程に則った適正な事務処理を徹底しております。

なお、新たな契約事務では、川口市事務決裁規程に則り、契約を締結いたしました。

今後におきましても、川口市事務決裁規程に則り、適正な契約事務の執行に努めてまいります。

